地方創 生 に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

略 の政策パッケー わ 2 7 \mathcal{O} ジを拡充強化 人 口減 少問題 į 「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。 の克服」と「成長 力の 確保」 の実現のためには、

政府は六月三十日、 平成二十八年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる 「まち

ひと・ しごと創生基本方針二〇一五」を閣議決定した。

後五年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。 に、国はその戦 今後は、 「まち・ 全国 ひと・しごと創生事業費」や平成二十八年度に創設される新型交付金など、今 の自治体が平成二十七年度中に策定する「地方版総合戦略 略に基づく事業など"地域発"の取組を支援するため、 地方財政措置にお を推進するとと

するよう強く要請する。 いって、 政府におかれては、 地方創生の深化に向けた支援として、 次の事項に 9 11 て実現

- ・補助金、 地方財政措置における「まち・ さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保するこ ひと・ しごと創生事業費」 と各府省の地方創 生 関
- 地方創生に係る各自治体の 平成二十七年度に創設された「まち・ 取組 のベー スとなるものであるから、 ひと・しごと創生事業費(一兆円)」に 恒久財源を確保 0 \mathcal{O} V Ľ, ては、 五

年間は継続すること

- 三 平成二十八年度に創設される新型交付金については、平成二十六年度補正予算に まれた えば人件費やハ 「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用に ード事業等にも活用できるなど、 地方にとって使い勝手の良 つい 11 7 \mathcal{O} は、 にする り込 例
- 切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、 参加できるよう配慮すること。 各自 治体 \mathcal{O} 財 政 力などを勘 案 \mathcal{O}

地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十月 七 Н

大分県議会議長 田 中 利

明

大 臣 安 倍 晋 三 殿

内

殿

臣

総財 地 方 創 大 大 臣

殿

生 担 当 大 臣